

郡上市企業立地促進条例

【制度内容】 下記の要件を満たした企業に対して、事業所等の設置にかかる奨励金を交付します。
この奨励金は①企業立地奨励金、②事業所等設置奨励金の2本柱とします。

○交付対象

- 製造業 ○卸売・小売業 ○道路貨物運送業 ○倉庫業 ○学術、開発研究機関
- 宿泊業、飲食サービス業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業等に該当しないこと。)
- サービス業(政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業又は外国公務を除く。)
- 情報サービス業 ○インターネット付随サービス業
- その他条例の目的に達するため市長が特に必要と認める事業

○要件

市内に事業所等を「新設」した場合

市外から市内へ

1. 投下固定資産額が5,000万円以上

2. 新たに常時雇用する従業員数5人以上

市内に事業所等を「増設又は移設」した場合

増設 または 移設

1. 投下固定資産額が3,000万円以上

2. 新たに常時雇用する従業員数3人以上

※雇用要件の緩和(※令和9年3月31日まで)

①新設の場合 常時雇用する従業員5人以上→3人以上 ②増設又は移設の場合 新たに常時雇用する従業員3人以上→1人以上

- 「新設」とは、本市に事業所等を有しない者が本市に新たに事業所等を設置すること又は本市に事業所等を有する者が既設の事業と異なる業種の事業等を本市に設置すること。
- 「増設」とは、本市に事業所等を有する者が同一業種の事業所等を本市に設置し、又は既設の事業所等を拡張すること。
- 「移設」とは、本市に事業所等を有する者が当該事業所等を本市の別の場所に移転すること。
- 「事業所等」とは、製造業、情報サービス業その他規則で定める事業の用に供する事務所、工場、店舗等の施設(事業に関連する施設を含む。)をいう。
- 「投下固定資産額」とは、操業開始に伴う事業所等の設置のために新たに取得した土地、建物及び償却資産をいうものとし、その総額は、取得価格の合計額とする。
- 「新たに常時雇用する従業員」とは、事業所等の設置に際し、新たに当該事業所等に勤務させるために常時雇用される従業員(本市に住所を有する者に限る。)であって、事業者が雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に基づく雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けたものをいう。

○奨励金内容

種類	①企業立地奨励金	②事業所等設置奨励金
内容 (交付額)	操業開始後初めて課税される年度の土地に係る固定資産税評価額の100分の20以内の額 (建物及び償却資産は対象外)	土地、建物及び償却資産に対して課税される各年度の固定資産税相当額
交付期間	課税される初年度(1回のみ)	3年間
限度額	3,000万円まで	限度なし

- 投下固定資産の対象となる土地は、事業所等の建物に係る敷地並びに工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第1号に定める緑地及び環境施設に係る土地とする。
- 投下固定資産は、操業開始の日までに取得している資産とし、事業所等の操業開始の日前3年以内に取得した土地、建物及び投下固定資産の対象となる事業所等に設置した償却資産とする。
- 次に掲げるものは、投下固定資産としない。
 - (1) 親会社その他の会社等から借用しているもの又は親会社その他の会社等へ貸し付けているもの
 - (2) 公共事業に伴う移転補償等により設置した事業所等
 - (3) その他市長が適当でないと認めるもの
- 投下固定資産である土地の造成費は、投下固定資産の総額に含まれるものとする。
- 土地及び事業所等の建物を親会社その他の会社等から借用しているときは、償却資産も投下固定資産と認めないものとする。ただし、土地のみを親会社その他の会社等から借用しているときは、その土地に建設した工場等の建物及び償却資産を投下固定資産と認めるものとする。
- 条例第4条各号に規定する投下固定資産の総額は、消費税の額を含むものとする。